

第3次 嘉麻市男女共同参画社会基本計画 (概要版)



男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことです。

(嘉麻市男女共同参画推進条例第2条第1号より)

策定の目的

男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会において、また、国内においても、法令や制度の整備など様々な取り組みが進められてきました。嘉麻市においても「第3次男女共同参画社会基本計画」を策定し、本市の男女共同参画に関する施策を体系化して総合的かつ効果的な施策展開を行い、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定するものです。また、「嘉麻市自治基本条例」及び「嘉麻市男女共同参画推進条例」に基づく計画であると位置づけます。
- この計画の基本目標Ⅱは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく市町村計画として位置づけます。
- 市の最上位計画である「嘉麻市総合計画」と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すための基本方針を定めて、施策の基本方向及び具体的な施策を体系化しています。また、SDGsのゴール(目標)とも関連付けて計画との整合性を図ります。

条例の基本理念に基づく計画のテーマと基本目標

嘉麻市では、誰もが性別によって差別されることがなくその人権を尊重し、ともに個性と能力を発揮して自立した生涯を送ることができる男女共同参画のまちづくりを目指して、「嘉麻市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき三つの基本目標を設定しています。

この計画が市民の幅広い層によって活用され、嘉麻市の男女共同参画推進に寄与するために、第3次計画における嘉麻市の目指すまちのすがた(計画のテーマ)を定めます。

男女共同参画社会 = ジェンダー平等社会の実現
誰もが尊重し合い、幸せに暮らすまち 嘉麻市

基本理念を
達成するための
基本目標

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり

計画の期間

この計画の期間は、令和4(2022)年から令和8(2026)年までの5年間とします。

また、計画の各施策の進捗状況については、毎年庁内推進委員とともにその状況を把握して、公表します。

令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画				
進捗状況を適宜、把握・点検				

計画の体系

計画のテーマ

男女共同参画社会=ジェンダー平等社会の実現
誰もが尊重し合い、幸せに暮らすまち 嘉麻市

基本目標	主要課題	基本的施策
Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり	1 固定的性別役割分担意識の解消	(1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発 (2) 地域における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発
	2 社会制度・慣行の見直し、意識改革	(1) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供 (2) 男女共同参画に関する調査及び研究
	3 教育の場における男女共同参画の推進	(1) 就学前教育・学校教育での男女平等教育の実施 (2) 教育関係者の男女共同参画に対する意識改革
	4 あらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー等の防止 (3) 性暴力根絶の取組み (4) LGBTQなどの性的少数者が安心して暮らせる環境の整備
	5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	(1) 国際的理解及び交流基盤の形成
Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大	1 意思決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策方針決定への女性の参画促進 (2) 女性リーダーの育成
	2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備	(1) 男女の均等な機会と待遇の確保 (2) 働く場における女性の活躍の促進 (3) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメント防止
	3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進	(1) 農林業における女性の参画促進 (2) 商工自営業における女性の地位及び労働条件の向上の促進
	4 地域における女性活躍の推進	(1) 地域活動・社会活動における女性活躍の推進 (2) 女性の地域活動に対する自立的参画の推進
Ⅲ 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり	1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できるワーク・ライフ・バランスの実現	(1) 男性の家庭生活における自立支援 (2) 男性の地域活動への参画促進 (3) 子育て支援施策の充実 (4) 介護支援施策の充実 (5) 両立の実現に向けた意識啓発と関連法制度の情報提供 (6) 事業者に対する両立支援のための職場環境の整備 (7) 市議会における両立支援のための環境の整備
	2 生涯を通じた健康推進	(1) 女性の性と健康を尊重する環境づくり (2) 生涯を通じた健康づくり
	3 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等への支援の充実 (2) ひとり親家庭への支援の充実 (3) 様々な困難を抱えた女性等への支援
	4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進	(1) 地域防災力を高めるための男女共同参画の意識づくり (2) 男女共同参画に基づいた多様な視点からの地域防災計画の運用促進
基本計画を推進するための取り組み	1 推進組織体制の強化、充実	(1) 推進本部による一元管理の徹底 (2) 男女共同参画庁内推進員の活用 (3) 職員の意識改革 (4) 市における女性職員の登用
	2 拠点施設の充実	(1) 男女共同参画の拠点施設の充実
	3 市民と行政の協働による推進	(1) 市民と行政の協働による推進

基本目標Ⅰ

男女の人権を尊重する意識づくり

「嘉麻市男女共同参画推進条例」の基本理念には、男女の人権が尊重され個性と能力を発揮できる機会の確保、固定的性別役割分担に基づく社会制度や慣行が及ぼす影響への配慮、教育の場における男女共同参画の実現のための配慮、平和を基盤とした国際的協調の下での取組みなどが掲げられています。

国の「第5次男女共同参画基本計画」では、我が国がジェンダー平等に向けた世界的な潮流から遅れていることを指摘し、その原因として社会全体に存在する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をあげています。長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見など固定観念の払拭は大きな課題です。

嘉麻市においても、市条例にのっとり人権を尊重した意識啓発に継続的に取り組んでいきます。また、「男性が主、女性は従」とする性差に基づく偏見は、暴力という人権侵害を容認する意識につながる場合があり、暴力根絶の視点からも、性別役割分担意識の解消を目指します。さらに、国際的な規範や基準の理解を深めて、広い視野での男女共同参画に関する意識づくりを進めます。

主要課題

1 固定的性別役割分担意識の解消

- (1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発
- (2) 地域における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

2 社会制度・慣行の見直し、意識改革

- (1) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究

3 教育の場における男女共同参画の推進

- (1) 就学前教育・学校教育での男女平等教育の実施
- (2) 教育関係者の男女共同参画に対する意識改革

4 あらゆる暴力の根絶

- (1) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み
- (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー等の防止
- (3) 性暴力根絶の取組み
- (4) LGBTQなどの性的少数者が安心して暮らせる環境の整備

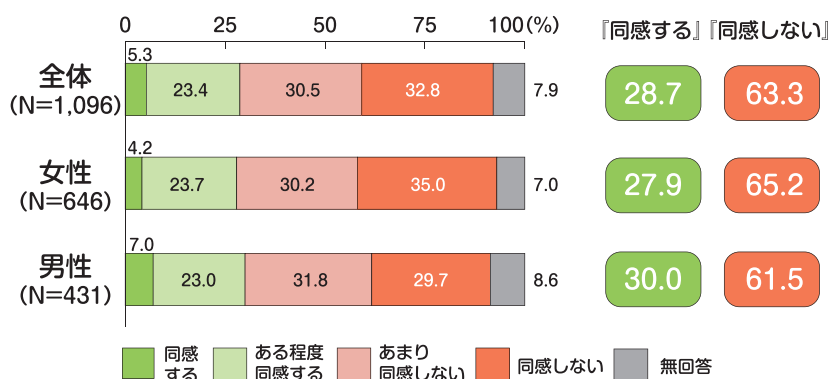
5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

- (1) 国際的理解及び交流基盤の形成

関連するSDGs



■「男は仕事、女は家庭」という考え方について



■アンコンシャス・バイアスとは

日常的な経験や育った環境、文化やメディアの影響を受けて知らず知らずのうちに身につけている、ある人や集団に対する偏った見方や考え方のこと。自分でも意識せずに持っているため、差別的な発言や行動を制御することが困難となる。

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における女性の参画拡大

「男女共同参画社会基本法」では、あらゆる分野において男女が社会の対等な構成員として参画する機会が確保され、個人の能力が発揮できる男女共同参画の社会づくりが求められています。国においては「候補者男女均等法」や「女性活躍推進法」を施行し、政策決定の場や職業生活における意思決定の場に女性の参画を進める法的整備が進められています。

市においても、これまで女性が十分に参画できていなかった意思決定の場に、今後は女性が活躍できるよう環境を整備し、制度を充実します。行政の施策を決定する場に女性の意見が反映できるように審議会等の女性委員の比率を高めていきます。また、「女性活躍推進法」に基づき、市内の事業主に対して女性の活躍に向けて取り組むよう計画的に働きかけます。

地域活動においては、活動の実態では女性たちが活躍しているにもかかわらず、依然として意思決定の場には女性は男性と対等に参画できていない状況があるため、女性の参画拡大を促進します。

主要課題

1 意思決定過程への女性の参画拡大

- (1) 政策方針決定への女性の参画促進
- (2) 女性リーダーの育成

2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備

- (1) 男女の均等な機会と待遇の確保
- (2) 働く場における女性の活躍の促進
- (3) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメント防止

関連するSDGs



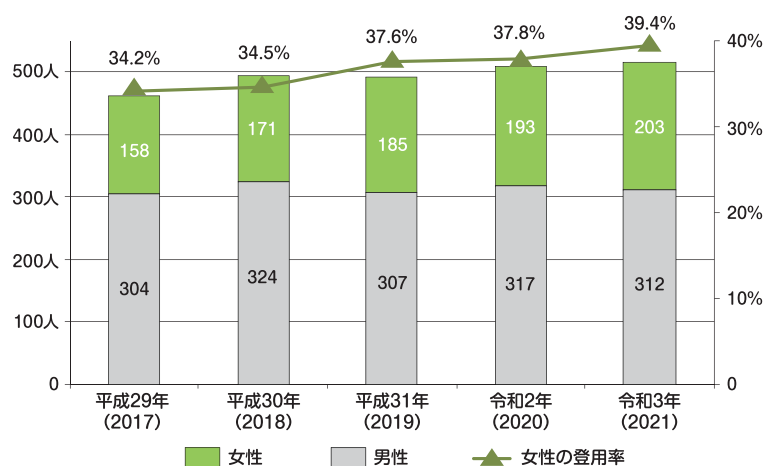
3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進

- (1) 農林業における女性の参画促進
- (2) 商工自営業における女性の地位及び労働条件の向上の促進

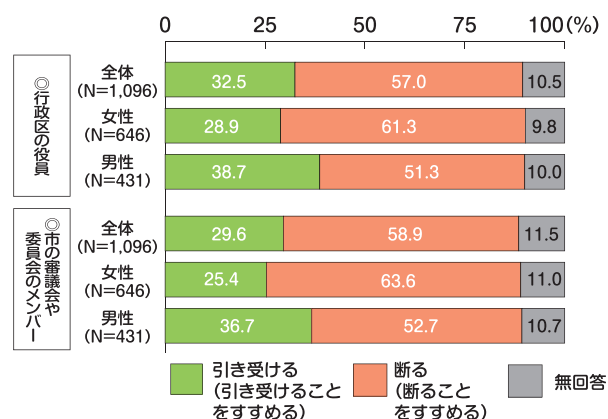
4 地域における女性活躍の推進

- (1) 地域活動・社会活動における女性活躍の推進
- (2) 女性の地域活動に対する自立的参画の推進

■審議会等による性別内訳・女性登用率の推移



■地域の役職に推薦された場合の対応



資料：嘉麻市調べ (各年4月1日)

「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2 (2020) 年)

国の「第5次男女共同参画基本計画」では、「『男性中心型労働慣行』から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会」を目指すべき社会としてあげています。

市条例の基本理念には、ワーク・ライフ・バランスの実現を掲げており、性別に関わらず仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、今後とも、市民や事業所へ啓発を進めるとともに子育てや介護などの支援策を充実していきます。また、市条例の基本理念には、女性の主体的な生き方を尊重する「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の保障が掲げられています。未来をつくる子どもたちに幼少期より発達段階に応じた包括的性教育を進めて、市民一人ひとりが、男女の身体的性差を理解し、性の多様なあり方を尊重できるよう、性に関する健康と権利を保障する施策を進めます。

様々な理由で困難な状況に置かれている女性が安心して暮らすために、生活や就業への支援とともに基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育と啓発の一層の推進を図ります。

主要課題

関連するSDGs



1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できるワーク・ライフ・バランスの実現

- (1)男性の家庭生活における自立支援
- (2)男性の地域活動への参画促進
- (3)子育て支援施策の充実
- (4)介護支援施策の充実
- (5)両立の実現に向けた意識啓発と関連法制度の情報提供
- (6)事業者に対する両立支援のための職場環境の整備
- (7)市議会における両立支援のための環境の整備

2 生涯を通じた健康推進

- (1)女性の性と健康を尊重する環境づくり
- (2)生涯を通じた健康づくり

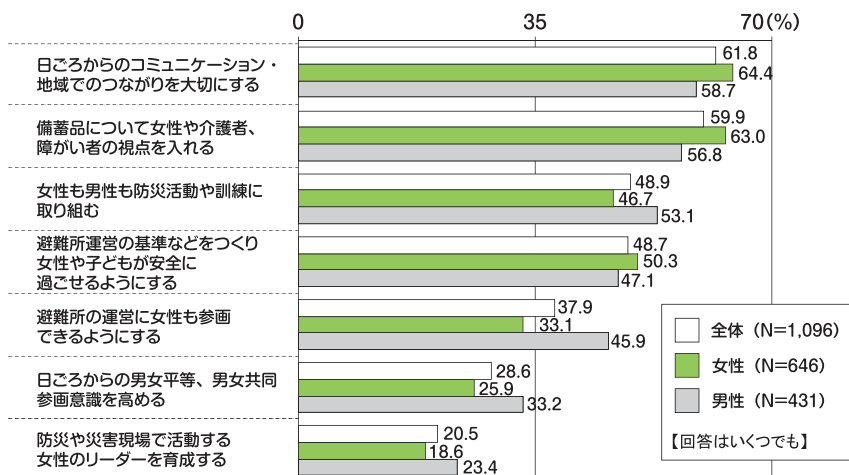
3 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

- (1)高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等への支援の充実
- (2)ひとり親家庭への支援の充実
- (3)様々な困難を抱えた女性等への支援

4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進

- (1)地域防災力を高めるための男女共同参画の意識づくり
- (2)男女共同参画に基づいた多様な視点からの地域防災計画の運用促進

■災害に備えるために今後必要なこと



■リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

平成4年(1994年)に国際人口・開発会議で提唱された概念。今日、女性の人権の重要な1つとして認識されている。中心課題として「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと」が含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

嘉麻市男女共同参画推進条例の基本理念

第3条 市、市民及び事業者等は、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野において、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を協働して推進しなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が市の施策又は事業者等における方針の立案若しくは決定に社会の対等な構成員として、協働して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の対等な一員として役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を実現するための配慮がなされること。
- (6) 男女が対等な関係のもとに、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られること。
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調のもとに行われること。

基本計画を推進するための取組み

計画を推進するために、市民や市職員の男女共同参画に関する意識と現状や計画の進捗状況等を定期的に把握し、客観的に評価をしながら、施策を推進する必要があります。また、市職員が率先して行政内部での男女共同参画の取組みを進め、市民に対する模範を示すことが重要です。市長の附属機関である嘉麻市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ男女共同参画社会基本計画の策定・変更、計画の進捗管理について調査審議し、市長に意見を述べます。同時に男女共同参画推進委員は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策等の苦情の処理や人権侵害における被害者の救済に努めます。

男女共同参画の拠点施設では、各種事業の充実を図るとともに、男女共同参画に関する市民団体との連携がいつそう図れるよう、その機能を強化します。さらには、男女共同参画に関する市民や市民団体と互いに連携を図りながら、協働して課題解決に向けた取組みをすすめ、男女共同参画社会の実現を目指します。

主要課題

1 推進組織体制の強化、充実

- (1) 推進本部による一元管理の徹底
- (2) 男女共同参画庁内推進員の活用
- (3) 職員の意識改革
- (4) 市における女性職員の登用

2 拠点施設の充実

- (1) 男女共同参画の拠点施設の充実

3 市民と行政の協働による推進

- (1) 市民と行政の協働による推進

成果指標

- 1 重要な施策について、目標となる数値を「成果指標」として新たに設定します。
- 2 市が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値に近づいたか、進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。
- 3 令和4(2022)年度から令和8(2026)年度(目標年度)までの5年間です。

1. 市の審議会等における女性の参画推進

女性委員登用率 現行の39.4%から50%を目指します

<担当課: 関係課>

2. 行政区長への女性登用の促進

現行の10%から13%を目指します

<担当課: 総務課>

3. 農業委員への女性登用の促進

現行の2人から4人を目指します(定員15人)

<担当課: 農業委員会事務局>

4. 自主防災組織の女性役員参画の促進

**自主防災組織の女性役員の割合を
現行の26.3%から40%を超えることを目指します**

<担当課: 防災対策課>

5. 女性人材バンクの登録者数

**女性人材バンクの名簿登録者数を現行の16人から30人を
を超えることを目指します**

<担当課: 男女共同参画推進課>

■本計画と関連しているSDGsゴール

平成27(2015)年の国連サミットでSDGsが採択され、令和12(2030)年までの国際社会全体の持続可能な17のゴール(目標)を定めています。本市でも男女共同参画社会の実現に向けて、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」の取組強化が求められます。



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリシップで目標を達成しよう



発行／嘉麻市 男女共同参画推進課

〒820-0502 福岡県嘉麻市上臼井446番地1(碓井支所)

電話(0948)62-5714 FAX(0948)62-5692

E-mail danjo@city.kama.lg.jp